平成２３年（フ）第２６号
島根県浜田市長沢町1475番地
債務者　山田　修二
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第３１号
島根県江津市和木町700番地６
債務者　河行さつき
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第３３号
島根県浜田市下府町391番地
債務者　清水　孝弘
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１９４号
釧路市昭和中央１丁目18番24号
債務者　中村　修三
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４７８号
栃木県日光市森友1516番地91、前住所東京都世田谷区太子堂３丁目５番16号　堀江コーポ201
債務者　佐久間順子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９０号
栃木県真岡市上高間木２丁目３番地５　上野住宅Ｈ号棟、前住所栃木県宇都宮市白沢町363番地１
債務者　榮田　文郎
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９１号
栃木県真岡市上高間木２丁目３番地５　上野住宅Ｈ号棟、前住所栃木県宇都宮市白沢町363番地１
債務者　榮田カツエ
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９６号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目６番１号　メゾングリーン105、前住所栃木県宇都宮市鶴田町574番地２　グランドハイツ鶴田213
債務者　篠﨑　美沙
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９９号
栃木県宇都宮市陽東４丁目８番18号　サンコーポ小倉Ａ棟101号
債務者　能代谷伸治
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０４号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目５番地15　パルス東簗瀬301
債務者　漆原　雅範
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１号
石川県七尾市富岡町82番地１
債務者　小石　春美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第９１５号
東京都八王子市別所１丁目29番地１―611
債務者　糸山　博道
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９２３号
東京都小平市津田町３丁目11番802号
債務者　松川　勇樹
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９０号
北海道帯広市東１条南20丁目10番地
債務者　山中　稔夫
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東3735番地１
債務者　和田　繁宣
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部